

日バス協業第117号  
平成30年 5月14日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 三澤 憲一

旅行環境整備事業費補助金交付要綱等の制定及び訪日外国人旅行者  
受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱等の改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

旅行環境整備事業費補助金交付要綱等の制定及び訪日外国人旅行者受入環境整備事業費補助金交付要綱等について、大臣官房物流審議官、総合政策局長、省自動車局長及び観光庁長官より別紙のとおり通達がありました。

昨年と同様に「ノンステップバス、リフト付きバス等の車両」、「全国ICカードシステムやバスロケーションシステム等のITシステム」、「案内標識やデジタルサイネージ等の多言語化」などの導入整備が補助対象となっております。

今回新たに「交通施設や車両等の様式トイレの整備」、「タブレット端末の整備」、「交通施設や車両等の無料Wi-Fiの整備」等が補助対象となりました。

つきましては、貴協会において、その旨了知されるとともに貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

【主な送付資料】

- ・旅行環境整備事業費補助金交付要綱
- ・旅行環境整備事業実施要領
- ・様式第1-1
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領
- ・様式第2-1

【問い合わせ先】

国土交通省 自動車局旅客課  
電話：03-5253-8568  
観光庁 外客受入参事官室  
電話：03-5253-8971

公益社団法人日本バス協会  
業務部 稲田・松浦  
電話：03-3216-4014

